

医療費助成制度のお知らせと 助成対象者の拡充

病気やけがなどにより医療機関で受診された場合に、一定の要件を満たされた方に医療費を助成する制度があります。助成を受けるためには受給者証が必要となりますので、該当になる方は交付申請の手続きを行ってください。

また、4月より、子育て支援対策として乳幼児等医療費助成制度の対象者が、「小学校修了」から「中学校修了」に拡充になりました。新たに受給者証を発行いたしますが、申請が必要となります。対象となった中学生の保護者の方へは、すでに個別申請等のご案内をしておりますが、まだ、申請等を行っていない方は、早急に手続きをお願いいたします。

助成に関する内容や申請の方法は変わりはありませんので、小学生の時と同様な方法で、助成を受けてください。

中学生の方は、平成24年4月1日から受診した分の医療費が、助成の該当になります。

制度について、ご不明な点や質問などがある方は、お問い合わせください。

助成制度の概要

助成制度の種類	対象者	受給要件	自己負担
乳幼児等医療費助成	0歳から 中学校修了 まで	所得制限なし	なし※1
重度心身障害者 医療費助成	●身体障がい者 (1級・2級・3級の一部) ●知的障がい者(A) ●精神障がい者(1級) (通院のみ)	所得制限あり 町道民税 非課税	なし※2
		町道民税 課税	1割※3
ひとり親家庭等 医療費助成	●18歳に達した年度末までの子または20歳未満の学生等の子と父や母 ●父や母(入院のみ) ●子(入院・通院)	所得制限あり 町道民税 非課税	なし※2
		町道民税 課税	1割※3

※1 町内の医療機関等で受診した場合は、受給者証を提示していただければ自己負担はありません。町外の医療機関等で受診した場合は、一度窓口で医療費を支払っていただき、後日町へ医療費助成の申請をしてください。申請には医療機関等の領収書が必要です。(ただし受診した月から2年以内の領収書分のみ有効になります。容器代、文書料、予防接種、選定療養費、入院時の食事負担金、部屋代などの保険適用外の費用は助成対象になりません。また、領収書が別に必要になる場合にはコピーを取りますのでお申し出ください)

※2 ただし、初診時のみ内科580円・歯科510円・柔整(整骨院など)270円がかかります。

※3 1ヶ月の限度額は、外来12,000円・入院+外来44,400円です。

国民健康保険被保険者証が**更新**されます

現在使用されている被保険者証は4月30日で有効期限が切れ、5月1日からは使用できなくなります。新しい被保険者証は、4月中に簡易書留郵便で郵送いたしますので窓口での手続きは必要ありません。

ただし、過去の国民健康保険税が未納となっている方は、役場で納税相談をしていただいた後、被保険者証を交付いたします。

また、就学のために清里町外に転出された方の国民健康保険被保険者証は清里町で発行されます。発行には手続きが必要ですので、学生証の写しまたは在学証明書と印鑑をお持ちください。

新しい被保険者証は4月中に郵送いたします！



お問い合わせ先 町民課町民生活グループ(医療保険担当) ☎25-2131(内線105)